

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○財務規則の一部を改正する規則

(会計課) 一

ページ

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十三号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「競り売り」を「せり売り」に、「出納員等の事務引継ぎ」を「事務の引継ぎ」に、「第十五

章 雑則(第二百一十二条・第二百一十三条)」を

「第十五章 電子情報処理組織の特例(第二百一十二条・

第二百一十八条)

」に改める。

第二条第一号中「本庁(同規則第二十一条の四第一項に規定する室を除く。)並びに」を「本庁、」に改め、同条第四号中「(総務部財産利用推進室を含む。)」を削り、同条に次の六号を加える。

十一 契約執行者 知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。

十二 入札執行者 課長又は地方公所長これらの者に代わつて入札を執行する者を含む。)をいう。

十三 物品管理者 知事又はその委任を受けて物品を管理する者をいう。

十四 物品供用者 物品の供用について責任を有する者で物品管理者が指定する者をいう。

十五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方

式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

十六 電子情報処理組織 本庁における各課の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。)と各地方公所の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十一条第三項中「及び」を「若しくは」に、「が交代した」を「の交替があつた」に、「が変更した」を「の名称の変更があつた」に改める。

第三十二条の二中「定期的に集合調定をする必要がある場合及び」を削る。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(調定通知)

第三十五条の二 歳入徴収者は、第三十一条若しくは第三十二条の規定により歳入を調定したとき、又は前条の規定により変更若しくは取消しの調定をしたときは、その旨を出納執行者に通知しなければならぬ。

第三十七条第一項中「出納執行者」を「出納員」に改め、同条第二項本文中「納入義務者」を「当該納入義務者」に、「添付して」を「添えて」に改め、「指定金融機関等」の下に「(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行(郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業を営む郵便局を含む。)を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第四項中「現金取扱員」を「出納員又は現金取扱員」に、「現金領収書の受払い、廃棄及び残高」を「受払いをし、廃棄し、及び残存する現金領収書」に改め、同条第五項中「現金取扱員印」を「出納員印又は現金取扱員印」に改める。

第三十九条第二項中「利札を収納」を「利札をもつて納付」に、「収納金額」を「納付金額」に改め、同条第三項中「出納執行者」を「出納員」に、「小切手を収納」を「証券を受領」に、「当該小切手」を「当該証券」に改め、同条第四項中「出納執行者」を「出納員」に、「証券が、支払を拒絶されたとき、又は指定金融機関から小切手不渡報告票を受理した」を「証券を支払の提示期間内又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつた」に、「返還」を「還付」に改め、同項に後段として次のように加える。

会計管理者が指定金融機関から小切手不渡報告票を受理したときも、同様とする。

第四十条第一項中「領収通知書」の下に「(領収した歳入金に関する事項を収録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)を含む。第二百一十三条第三項において同じ。)」を、「とき」の下に、「又は領収通知書の送付に代えて、電気通信回線を使用して領収通知情報の送信を受けたとき」を加え、同条第二項中「出納執行者」を「会計管理者」に、「小切手不渡報告を受けた」を「小切手不渡報告票を受理した」に改める。

第七十九条第一項中「含む」の下に「。以下、旅行命令権者」といつを加え、「電子計算組織」を「電子情報処理組織」に改め、同条第二項中「確認の上」を「確認し」に改める。

第八十七条第一項中「出納執行者」を「会計管理者」に改める。

第九十六条第一項中「(知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。)」を削り、「次の各号に」を「次に」に、「新聞紙上への公告」を「新聞紙に掲載する方法」に、「掲示」を「掲示場に掲示する方法」に改め、同項ただし書中「五日まで」を「その期間を五日までに」に改め、同項第九号中「のほか」を「に掲げるもののほか」に改め、同条第二項ただし書中「十日間」を「十日」に改め、同条第三項第二号中「調達する」を「調達をする」に改める。

第九十六条の三中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第三号中「調達する」を「調達をする」に改める。

第一百一条の二第二項中「(課長(県が執行する建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に定める建設工事に係る調査、測量又は設計にあつては、出納局契約課長)及び地方公所長をいい、その者に代わつて入札を執行する者を含む。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「入札執行者は、」の下に「知事が」を、「ところにより」の下に、「前項の入札書に記載すべき事項を記録した」を加え、「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を削り、「入札書を提出」を「当該電磁的記録を送信」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該電磁的記録は、入札書とみなす。

第一百四十一条第一項中「事項は、」の下に「知事が」を加え、同条第三項中「前項」とあるのは、「第二項」を、「同条第三項中「前項」とあるのは、「第百四条第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは、「第百四条第一項」と、「一般競争入札」とあるのは、「指名競争入札」に改める。

第一百五十五条の二第一項に後段として次のように加える。
この場合において、同条第二項中「一般競争入札」とあるのは、「指名競争入札」と、同項第四号中「第九十六条の三」とあるのは、「第百七条において準用する第九十六条の三」と、同条第三項中「一般競争入札」とあるのは、「指名競争入札」と、「前項」とあるのは、「第一百五十五条の二第一項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第一百五十五条の二第二項中「に基づいて」を「により」に、「ための」を「ために必要な」に改める。

第一百六条第二項中「新聞紙上への公告」を「新聞紙に掲載する方法」に、「掲示」を「掲示場に掲示する方法」に改め、同条第三項中「同条第三項」を「同項第四号中「第九十六条の三」とあるのは「第百七条において準用する第九十六条の三」と、同条第三項」に、「公告」を「前項」とあるのは「第百六条第三項において準用する前項」と、「公告」に改める。

第百七条を次のように改める。
(一般競争入札に関する規定の準用)

第百七条 第九十五条第五項及び第九十六条の三から第百三条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「一般競争入札」とあるのは、「指名競争入札」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十五条第五項	前項	第百四条第三項において準用する前項
第九十八条第一項	前項第一号	第百七条において準用する前項第一号
第九十九条	第九十七条	第百七条において準用する第九十七条
第一百条の二第一項	施行令第百六十七条の十第一項	施行令第百六十七条の十三において準用する施行令第百六十七条の十第一項
第一百条の三	施行令第百六十七条の十第二項	施行令第百六十七条の十三において準用する施行令第百六十七条の十第二項
第一百一条の二第二項	第九十六条第二項	第一百五十五条の二第一項において準用する第九十六条第二項
	第九十六条第一項	第百六条第二項において準用する第九十六条第一項
	公告した入札執行	通知した入札執行
第一百一条の二第二項	第九十六条第一項又は第二項の規定により公告した	第百六条第二項において準用する第九十六条第一項の規定により通知し、又は第百五十五条の二第一項において準用する第九十六条第二項の規定により公告した
	同条第一項又は第二項の規定により公告した	第百六条第二項において準用する第九十六条第一項の規定により通知し、又は第百五十五条の二第一項において準用する第九十六条第二項の規定により公告した
第一百一条の二第四項	第百条	第百七条において準用する第百条
第一百一条の四第一項	施行令第百六十七条の四	施行令第百六十七条の十一第一項において準用する施行令第百六十七条の四
	第九十五条第一項	第百四条第一項

入札公告

特定調達契約に係る入札にあつては入札公告に、特定調達契約に係る入札以外の入札にあつては指名通知

第六章第四節を次のように改める。

第四節 セリ売り

(一般競争入札に関する規定の準用)

第百十条 第九十五条第一項及び第四項、第九十六条第一項(第八号を除く。)、第九十七条、第九十八条(第一項第二号及び第五号を除く。)、第九十九条、第百条、第百条の四、第百一条(ただし書を除く。)、第百一条の二(特定調達契約に係る部分を除く。)、第百一条の三、第百一条の四(第一項第三号及び第八号を除く。)、第百一条の五、第百一条第一項並びに第百三条の規定は、セリ売りの場合に準用する。この場合において、これらの規定中「一般競争入札」とあるのは「セリ売り」と、「入札期日」とあるのは「セリ売り期日」と、「入札を執行する」とあるのは「セリ売りを執行する」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十五条第一項	入札参加資格	セリ売り参加資格
第九十五条第四項	第一項	第百十条において準用する第一項
第九十六条第一項	とき(特定調達契約を締結しようとするときを除く。)	とき
	入札に付する	セリ売りに付する
	入札に参加する	セリ売りに参加する
	入札及び入札に関する	買受けの申出及びセリ売りに関する
	入札は	買受けの申出は
	入札執行	セリ売りの執行
	前各号	第百十条において準用する前各号
第九十七条	入札金額	買受けの申出の金額

第九十八条第一項

第百七条の三各号に掲げる契約を締結しようとする場合において、予定価格がそれぞれ当該各号に定める額

予定価格が五十万円

第九十八条第二項

前項第一号

当該入札保証保険契約に係る保険証券を、同項第二号に該当する場合においてはその契約保証の予約に係る予約証券

第百十条において準用する前項第一号

、当該入札保証保険契約に係る保険証券

第九十九条

第九十七条

第百十条において準用する第九十七条

第百条

その競争入札

そのセリ売り

第百一条の二第一項

当該事項に関する設計書、仕様書等

売り払う財産の客観的な時価、取引の実例価格、需給の状況等

現場の状況等

入札者

売り払う財産の現況等

特定調達契約に係る入札以外の入札にあつては第九十六条第一項

入札執行の内容

セリ売りの執行の内容

作成した入札書を提出させなければならない

入札案件

買受けの申出の金額をセリ上げさせる方法により行わなければならない。この場合において、買受けの申出をした者は、より高額の買受けの申出があるまで、申出の金額に拘束されるものとする

入札書に記載すべき事項

入札案件

買受けの申出の内容

第九十六条第一項又は第二項

同条第一項又は第二項

第百十条において準用する第九十六条第一項

同条第一項又は第二項

入札案件

同項

作成した当該電磁的記録を送信させなければならない。この場合において、当該電磁的記録は、入札書とみなす

入札案件

セリ売り案件

買受けの申出の金額をセリ上げさせる方法により行わなければならない。この場合において、買受けの申出をした者は、より高額の買受けの申出をした者は、より高額の買

入札案件

買受けの申出の金額をセリ上げさせる方法により行わなければならない。この場合において、買受けの申出をした者は、より高額の買

買受けの申出の金額をセリ上げさせる方法により行わなければならない。この場合において、買受けの申出をした者は、より高額の買

入札案件

買受けの申出の金額をセリ上げさせる方法により行わなければならない。この場合において、買受けの申出をした者は、より高額の買

買受けの申出の金額をセリ上げさせる方法により行わなければならない。この場合において、買受けの申出をした者は、より高額の買

入札案件

買受けの申出の金額をセリ上げさせる方法により行わなければならない。この場合において、買受けの申出をした者は、より高額の買

買受けの申出の金額をセリ上げさせる方法により行わなければならない。この場合において、買受けの申出をした者は、より高額の買

入札案件

買受けの申出の金額をセリ上げさせる方法により行わなければならない。この場合において、買受けの申出をした者は、より高額の買

買受けの申出の金額をセリ上げさせる方法により行わなければならない。この場合において、買受けの申出をした者は、より高額の買

入札案件

買受けの申出の金額をセリ上げさせる方法により行わなければならない。この場合において、買受けの申出をした者は、より高額の買

第百一条の五	当該入札	当該買受けの申出
	入札が	買受けの申出が
第百一条の四	入札者又は入札者の代理人(以下「入札者等」という。)	せり売り参加者又はせり売り参加者の代理人(以下「せり売り参加者等」という。)
	入札又は再度入札	せり売り又は再度せり売り
第百一条の三	入札の	せり売りの
	入札を	せり売りを
第百一条の二第四項	開札の際に第百条の封書を開札場所	最高価買受申出者の決定の際に第百条において準用する第百条の封書を最高価買受申出者の決定の場所
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の二第三項	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の二第二項	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の二第一項	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の二	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の一	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の二	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の三	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の四	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の五	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の六	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の七	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の八	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の九	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の十	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の十一	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の十二	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の十三	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の十四	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の十五	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の十六	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の十七	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の十八	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の十九	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の二十	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の二十一	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の二十二	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の二十三	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の二十四	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の二十五	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の二十六	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の二十七	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の二十八	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の二十九	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の三十	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の三十一	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の三十二	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の三十三	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の三十四	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の三十五	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の三十六	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の三十七	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の三十八	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の三十九	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の四十	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の四十一	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の四十二	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の四十三	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の四十四	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の四十五	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の四十六	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の四十七	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の四十八	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の四十九	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の五十	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の五十一	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の五十二	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の五十三	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の五十四	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の五十五	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の五十六	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の五十七	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の五十八	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の五十九	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の六十	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の六十一	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の六十二	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の六十三	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の六十四	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の六十五	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の六十六	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の六十七	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の六十八	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の六十九	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の七十	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の七十一	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の七十二	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の七十三	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の七十四	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の七十五	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の七十六	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の七十七	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の七十八	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の七十九	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の八十	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の八十一	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の八十二	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の八十三	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の八十四	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の八十五	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の八十六	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の八十七	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の八十八	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の八十九	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の九十	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の九十一	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の九十二	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の九十三	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の九十四	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の九十五	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の九十六	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の九十七	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の九十八	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の九十九	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする
第百一条の百	入札者	せり売り参加者
	入札書を提出する	買受けの申出をする

第百二十二条第一号中「契約金額」を、「契約金額が」に改め、同条第二号中「電気通信の役務」を「電気通信役務」に改め、同条第三号中「競り売り」を「せり売り」に改め、同条第四号中「売り払う」の下に「契約を締結しようとする」を加え、同条第五号中「場合で」を「場合において」に、「認め」を「認める」に改める。

第百三十八条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二項中「取得時の」を「取得時における」に改める。

第百四十条第一項中「(物品を供用する責任者で、物品管理者(知事又はその委任を受けて物品を管理する者をいう。以下同じ。))が指定するものをいう。以下同じ。))」を削り、「備品分類換請求書」を「備品分類換書」に改め、同条第二項中「必要がある」の下に「と認める」を加え、同条第三項中「備品分類換請求書兼通知書」を「第一項の備品分類換書」に改める。

第百四十五条第二項中「寄託をした」を「規定により寄託した」に、「備品保管委託依頼書兼通知書」を「備品保管委託書」に改め、同条に次の一項を加える。

3 物品管理者は、第一項の規定により寄託していた物品が返却されたときは、備品返却書により物品取扱員に通知しなければならない。

第百四十六条第一項中「形状又は性質」を「性質又は形状」に、「取得年月日、取得事由及び所属コード」を「及び取得年月日」に、「便利なよつ」を「便利であるよつ」に改める。

第百四十八条の見出しを「(物品の購入)」に改め、同条第一項中「備品購入要求書又は消耗品購入要求書」を「物品調達伺」に改め、同条第二項中「購入すべき」を「調達すべき」に、「備品購入要求書又は消耗品購入要求書の予算欄記載の支出負担行為限度額」を「物品調達伺に記載した支出負担行為の限度額」に、「購入の」を「調達の」に改め、同条第三項中「引継ぎ」を「引渡し」に、「物品

第百三十一條第一項	前条	第百十條において準用する前条(第一項第三号及び第八号を除く。)
	入札を行つた	買受けの申出をした
入札者等	入札者等	せり売り参加者等
	二以上の	他のせり売り参加者の代理人として
入札書の記載内容	買受けの申出の内容	
	入札終了後	せり売りの終了後

供用者から」を、「物品供用者に」に、「徴して」を、「押印させ」に、「購入通知書」を、「契約結果通知書」に改める。

第二百五十一条第一項中「所属長は」を削り、「ときは」の下に、「その職務に従事する職員は」を加える。

第五十四条第一項中「必要の」を「必要が」に、「備品返納依頼書」を「備品管理換等（通知）書」に改め、同条第二項中「備品返納依頼書兼引渡書」を「同項の備品管理換等（通知）書」に改める。

第五十五条の見出しを「（物品の管理換え）」に改め、同条第一項中「効率的供用」を「効率的な供用」に、「受ける」を「受けるべき」に改め、同条第二項中「備品管理換依頼書兼引渡書」を「備品管理換等（通知）書」に改め、同条第三項中「受ける」を「受けるべき」に、「備品管理換通知書」を「同項の備品管理換等（通知）書」に改め、同条第四項中「受ける」を「受けるべき」に、「備品管理換通知書により」を「備品管理換等受入（通知）書により」に改め、同条第五項中「管理換物品を受領した」を「管理換えをする物品の引渡しを受けた」に改める。

第五十六条の見出しを「（物品の供用換え）」に改め、同条第一項中「効率的供用」を「効率的な供用」に改め、同条第二項中「備品供用換依頼書」を「備品管理換等（通知）書」に、「備品供用換依頼書兼引渡書」を「同項の備品管理換等（通知）書」に改め、同条第三項中「備品供用換依頼書」を「同項の備品管理換等（通知）書」に、「備品供用換通知書」を「当該備品管理換等（通知）書」に、「受ける」を「受けるべき」に改め、同条第四項中「供用換物品を受領した」を「供用換えをする物品の引渡しを受けた」に改める。

第五十八条中「備品管理委託依頼書兼通知書」を「備品管理委託書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 物品管理者は、前項に規定する管理の業務の用に供していた物品が返却されたときは、備品返却書により物品取扱員に通知しなければならない。

第六十一条の見出しを「（物品の不用の決定）」に改め、同条中「備品不用決定書兼通知書」を「備品不用決定書」に、「物品の不用を決定し」を「物品について不用の決定をし」に改める。

第六十六条第一項中「事務又は」を「事務若しくは」に改め、同条第二項中「償却すべき」を「償却されるべき」に改め、同条に次の一項を加える。

4 物品管理者は、物品を貸し付けたときは備品貸付書により、貸し付けていた物品が返却されたときは備品返却書により物品取扱員に通知しなければならない。

第六十七条第二項中「ときは」の下に「同項の」を加え、「物品交換票を作成し」を削る。
第七十条の見出しを「（不用の決定に関する規定の準用）」に改め、同条中「備品不用決定書兼通

知書」を「備品不用決定書」に、「備品不用決定書兼譲渡通知書又は備品貸付依頼書兼通知書」を「備品不用決定書又は備品貸付書」に、「不用を決定し」を「不用の決定をし」に、「減額貸付」を「減額貸付け」に改める。

第七十三条の見出し中「過不足」を「過不足等」に改め、同条第一項中「供用に係る物品の亡失報告」を「その供用に係る物品を亡失した旨の報告」に改め、同条第二項中「で亡失」を「を亡失したとき、又は当該物品について」に、「による」を「により」に、「処理」を「整理」に改め、同条第三項中「亡失に係る」を「前三項の規定は、亡失した」に、「物品で」を「物品が」に、「ときは、前二項の手続きを」を「ときについて」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第四項とする。

この場合において、前項中「備品処分書」とあるのは、「備品登録書」と読み替えるものとする。
第七十三条第二項の次に次の一項を加える。

3 亡失した物品が備品である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「物品亡失・過不足報告書」とあるのは、「備品処分書」とする。

第八十九条に次の一項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、債権について、裁判上の和解（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条第一項に定めるものを除く。）をし、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十一

号）若しくは労働審判法（平成十六年法律第四十五号）による調停に応じ、若しくは同法第二十一条第一項の規定による異議の申立てをしないことにより、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により決議に付された若しくは付されるべき再生計画案若しくは変更計画案（同意再生の場合にあつては裁判所に提出された再生計画案）若しくは会社更生法（平成十四年法律第九十五号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定により決議に付された更生計画案若しくは変更計画案に同意することにより履行延期の特約等をしよとするとときは、知事の承認を要しない。

第九十九条第一項中「書面」の下に「（当該書面の作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合にあつては、当該電磁的記録に記録されている事項を当該検査を受ける者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示する方法を含む。）」を加え、同条第二項中「重要事項を認め」を「重要な事項と認めるものがある」に、「これ」を「その旨」に、「指揮」を「指示」に改め、同条第三項中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第十三章 次のように改める。
第十三章 事務の引継ぎ

（会計管理者の事務の引継ぎ）

第二百四條 会計管理者の交替があつた場合においては、前任者は、発令の日から十五日以内にその担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情によりその担任する事務を後任者に引き継ぐことができないときは、これを第四条に規定する順序により会計管理者の事務を代理することとなる職員に引き継がなければならない。この場合においては、当該職員は、後任者に引き継ぐことができるようになったときは、直ちにこれを後任者に引き継がなければならない。

(目録及び事務引継書)

第二百五條 前条の規定による事務の引継ぎをする者においては、引継ぎをする者において現金、書類、帳票その他の物件の目録及び事務引継書を作成し、当該事務引継書に引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてこれに連署し、及び押印し、現金、書類、帳票その他の物件及びこれらの物件の目録とともに引継ぎをしなければならない。

2 前項の規定により作成すべき現金、書類、帳票その他の物件については、現に作成してある目録により引継ぎをする時の現況を確認することができる場合においては、その目録をもつて代えることができる。

(会計職員の仕事の引継ぎ)

第二百六條 前二條の規定は、出納員、旅費出納員、現金取扱員、還付取扱員又は物品取扱員の仕事の引継ぎについて準用する。この場合において、第二百四條第一項中「会計管理者」とあるのは「出納員、旅費出納員、現金取扱員、還付取扱員又は物品取扱員」と、「十五日以内」とあるのは「七日以内」と、同条第二項中「第四条に規定する順序により会計管理者の仕事を代理することとなる職員」とあるのは「それぞれ次席の出納員、旅費出納員、現金取扱員、還付取扱員又は物品取扱員」と、当該職員」とあるのは「当該次席の出納員、旅費出納員、現金取扱員、還付取扱員又は物品取扱員」と、第二百五條第一項中「事務引継書」とあるのは「事務引継書を二部」と読み替えるものとする。

(事務の引継ぎの報告)

第二百七條 前条の場合において、引継ぎを受けた者は、同条において準用する第二百五條の規定により作成される事務引継書のうち一部を保管し、他の一部をもつて引継ぎの終了後直ちに、出納員の事務の引継ぎにあつては会計管理者に、旅費出納員、現金取扱員、還付取扱員又は物品取扱員の仕事の引継ぎにあつては出納員に、それぞれ報告しなければならない。

第二百十三條中「事項は、」の下に「知事が」を加え、同条を第二百二十條とする。

第二百十二條中「及び物品の集中購入の」を、「物品の集中調達及び県が執行する建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事に係る調査、測量又は設計の委託に関する」

に、「特別会計に係る」を「特別会計に関する」に、「処分に係る」を「処分に関する」に、「課長又は物品の集中購入の」を「課長若しくは総務部財産利用推進室長又は物品の集中調達に関する事務及び建設工事に係る調査、測量若しくは設計の委託に関する」に改め、同条を第二百十九條とする。

第十五章 電子情報処理組織の特例

(予算に関する事務の取扱いの特例)

第二百十二條 部局長は、第十四條に規定する予算要求書、第十九條第一項（第二十条第三項）同条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する予算に関する説明書、第二十条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する補正予算要求書、第二十二條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する予算執行計画書、第二十七條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する継続費繰越調書、第二十八条第一項に規定する繰越明許費繰越調書及び同条第三項に規定する事故繰越し繰越調書を作成するときは、これらの書類の作成に必要な事項を電子情報処理組織に記録するものとする。

2 前項の規定により電子情報処理組織に記録した場合において、第二十三條第一項の規定による配当があつたとき、第二十三條の第二項の規定による執行委任先の部局長に通知があつたとき、第二十四條の規定による令達があつたとき、第二十五條第二項若しくは第二十六條第二項の規定による部局長に通知があつたとき、又は第二十七條第二項若しくは第二十八條第二項若しくは第四項の規定による知事の承認を得たときは、それぞれ会計管理者又は出納執行者にこれらの規定による通知があつたものとみなす。

3 第二十二條第三項において準用する同条第一項に規定する予算執行計画書、第二十五條第一項同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する流用決議書、第二十六條第一項に規定する予備費充用要求書その他知事が別に定める帳票（以下この条において単に「帳票」という。）については、当該帳票に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、当該帳票の作成に代えるものとする。この場合において、当該電磁的記録は、当該帳票とみなす。

4 前項の電磁的記録の作成は、電子情報処理組織を使用して当該帳票に記載すべき事項を記録する方法により行つものとする。

5 第一項及び前項の場合において、必要な事項が既に電子情報処理組織に記録されているときは、当該事項を重ねて記録することを要しない。

6 部局長は、第三項の規定により帳票が電磁的記録で作成されている場合には、第二十二條第三項において準用する同条第一項の規定による予算執行計画書及び第二十六條第一項の規定による予備費充用要求書の提出を、電磁的方法で電子情報処理組織を使用して提出する方法をいう。以下同じ。）

により行うものとする。

7 前項の規定により予算執行計画書及び予備費充用要求書の提出が電磁的方法により行われた場合において、当該予算執行計画書及び予備費充用要求書を併せて提出する書類があるときは、当該書類に添付書類送付票を添付して、総務部長に提出しなければならない。

(収入に関する事務の取扱いの特例)

第二百十三条 歳入徴収者は、第三十一条若しくは第三十二条の規定により調定するとき、第三十五条の規定により変更若しくは取消しの調定をするとき、又は第四十五条の規定により会計年度所属会計区分、科目等を訂正するときは、当該調定又は訂正に係る事項を電子情報処理組織に記録するものとする。

2 前項の規定により電子情報処理組織に記録したときは、出納執行者に第三十五条の二の規定による通知があつたものとみなす。

3 第一項の規定により電子情報処理組織に記録した場合において、出納執行者が第四十条第一項の規定による領収済通知書の送付を受けたとき、又は領収済通知情報の送信を受けたときは、歳入徴収者に同項の規定による通知があつたものとみなす。

4 第三十一条第一項に規定する調定決議書、同条第四項に規定する債務者内訳書、第三十六条第一項に規定する歳入還付命令決議書、第四十五条第一項に規定する年度・会計・科目訂正決議書及び年度・会計・科目訂正内訳書その他知事が別に定める帳票(以下この条において単に「帳票」という。)については、当該帳票に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、当該帳票の作成に代えるものとする。この場合において、当該電磁的記録は、当該帳票とみなす。

5 前項の電磁的記録の作成は、電子情報処理組織を使用して当該帳票に記載すべき事項を記録する方法により行うものとする。

6 第一項及び前項の場合において、必要な事項が既に電子情報処理組織に記録されているときは、当該事項を重ねて記録することを要しない。

7 歳入徴収者は、第四項の規定により帳票が電磁的記録で作成されている場合には、第三十六条第一項及び第四十五条第一項の規定による通知を、電磁的方法により行うものとする。

8 前項の規定により通知が電磁的方法により行われた場合において、当該通知に併せて提出する書類があるときは、当該書類に添付書類送付票を添付して、出納執行者に提出しなければならない。(支出に関する事務の取扱いの特例)

第二百十四条 支出の原因となる契約その他の行為をしようとする者は、第四十八条の規定により支出負担行為として整理するとき、当該支出負担行為に係る事項を電子情報処理組織に記録するものとする。

2 第五十条第一項(第五十二条第七項、第五十五条第二項、第五十七条第二項及び第七十条第二項において準用する場合を含む。第五項において同じ。)に規定する支出命令決議書、第五十条第二項(第五十二条第七項、第五十五条第二項、第五十七条第二項及び第七十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する債権者内訳書及び科目明細書、第五十条の二に規定する支出命令取消決議書、第五十四条第三項(第五十六条第二項(第六十条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)及び第六十一条第一項に規定する返納決議書、第六十二条において準用する第四十五条第一項に規定する年度・会計・科目訂正決議書及び年度・会計・科目訂正内訳書、第七十五条第一項(第五十八条第四項において準用する場合を含む。第五項において同じ。)に規定する支出負担行為兼支出命令決議書その他知事が別に定める帳票(以下この条において単に「帳票」という。)については、当該帳票に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、当該帳票の作成に代えるものとする。この場合において、当該電磁的記録は、当該帳票とみなす。

3 前項の電磁的記録の作成は、電子情報処理組織を使用して当該帳票に記載すべき事項を記録する方法により行うものとする。

4 第一項及び前項の場合において、必要な事項が既に電子情報処理組織に記録されているときは、当該事項を重ねて記録することを要しない。

5 支出命令者は、第二項の規定により帳票が電磁的記録で作成されている場合には、第五十条第一項、第五十条の二、第六十一条第一項、第六十二条において準用する第四十五条第一項及び第七十五条第一項の規定による通知を、電磁的方法により行うものとする。

6 前項の規定により通知が電磁的方法により行われた場合において、当該通知に併せて提出する書類があるときは、当該書類に添付書類送付票を添付して、出納執行者に提出しなければならない。(歳入歳出外現金の出納に関する事務の取扱いの特例)

第二百十五条 歳入歳出外現金の出納に係る事務を電子情報処理組織を使用して処理することとする場合における当該事務の取扱いについては、前二条の規定を準用する。

(旅費事務に関する事務の取扱いの特例)

第二百十六条 旅行命令権者は、職員等の旅費支給規則(昭和三十五年宮城県規則第七十五号)(第五条第二項の規定により電磁的記録をもつて旅行命令(依頼)票(特例計算用)(以下この条において「帳票」という。)に代えた場合には、第七十九条第一項の規定による当該帳票の送付を、電磁的方法により行うものとする。

2 前項の規定により帳票の送付が電磁的方法により行われた場合において、当該帳票に併せて提出する書類があるときは、当該書類に添付書類送付票を添付して、出納局会計課長に提出しなければならない。

3 出納局会計課長は、第一項の規定により帳票の送付が電磁的方法により行われた場合において、第七十九条第二項の規定により旅費額を算定するときは、当該算定に係る事項を電子情報処理組織に記録するものとする。

4 前項の場合において、必要な事項が既に電子情報処理組織に記録されているときは、当該事項を重ねて記録することを要しない。

(物品に関する事務の取扱いの特例)

第二百七十七条 物品取扱員は、第二百七十六条第一項の規定により備品及び動物について、出納保管の状況を記録するときは、当該出納保管の状況に係る事項を電子情報処理組織に記録するものとする。物品供用者が同条第二項において準用する同条第一項の規定により供用の状況を記録するときは、同様とする。

2 物品管理者(知事を除く)は、第二百七十七条の規定により重要物品を異動したときは、当該異動に係る事項を電子情報処理組織に記録するものとする。

3 前項の規定により電子情報処理組織に記録したときは、知事に第二百七十七条の規定による報告があつたものとみなす。

4 第四百十条第一項に規定する備品分類換書、第四百四十五条第二項に規定する備品保管委託書、同条第三項、第五百五十八条第二項及び第六百六十六条第四項に規定する備品返却書、第四百四十八条第一項に規定する物品調達伺、第五百四十四条第一項、第五百五十五条第二項及び第六百五十六条第一項に規定する備品管理換等(通知)書、第五百五十五条第四項に規定する備品管理換等受人(通知)書、第六百五十八条第一項に規定する備品管理委託書、第六百六十一条(第六百七十条において準用する場合を含む。)に規定する備品不用決定書、第六百六十六条第四項及び第六百七十条において準用する第六百六十一条に規定する備品貸付書、第六百六十七条第一項並びに第七百七十三条第四項において準用する同条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項に規定する備品登録書、同条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項に規定する備品処分書、第六百七十五条に規定する物品に関する帳票その他知事が別に定める帳票(以下この条において単に「帳票」という。)については、当該帳票に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、当該帳票の作成に代えるものとする。この場合において、当該電磁的記録は、当該帳票とみなす。

5 前項の電磁的記録の作成は、電子情報処理組織を使用して当該帳票に記載すべき事項を記録する方法により行うものとする。

6 前項の規定により電子情報処理組織を使用して記録したときは、物品取扱員に第四百四十五条第一項及び第三項、第五百五十四条第二項、第五百五十八条各項、第六百六十六条第四項、第六百六十七条第一項並びに第七百七十三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項(同条第四項において準

用する場合を含む。)の規定による通知があつたものとみなす。

7 第四項の規定により帳票が電磁的記録で作成されている場合において、次の表の第一欄に掲げる者が同表の第二欄に掲げる決定をしたときは、それぞれ、同表の第三欄に掲げる者に同表の第四欄に掲げる規定による通知があつたものとみなす。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
物品管理者	第四百十条第二項の規定による物品の分類換えの決定 第五百五十五条第二項の規定による管理換えの決定	物品取扱員及び物品供用者 物品取扱員 管理換えを受けるべき物品管理者	第四百四十二条第三項 第五百五十五条第二項 第五百五十五条第三項
管理換えを受けるべき物品管理者	第五百五十六条第二項の規定による供用換えの決定 第六百六十一条の規定による不用の決定 第六百七十条において準用する第六百六十一条の規定による減額譲渡の決定又は減額貸付けの決定	物品取扱員 物品取扱員 物品取扱員 物品取扱員 物品取扱員 物品取扱員	第五百五十六条第二項 第五百五十六条第三項 第六百六十一条 第六百七十条において準用する第六百六十一条

8 第一項、第二項及び第五項の場合において、必要な事項が既に電子情報処理組織に記録されているときは、当該事項を重ねて記録することを要しない。

(適用除外)
第二百八条 第二百一十二条第三項、第四項、第六項及び第七項、第二百一十三条第四項、第五項、第七項及び第八項、第二百一十四条第二項、第三項、第五項及び第六項、第二百一十六条並びに前条第四項から第七項までの規定は、宮城大学、県立学校(宮城大学を除く。)、警察本部及び警察署における会計事務については、適用しない。

附 則
1 (施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の財務規則(以下この項において「旧規則」という。)第四十条第二項(出納執行者に係

る部分に限る。)、第八十七条第一項及び第十三章の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号。以下「平成十八年改正法」という。)(附則第三条第二項の規定により平成十八年改正法による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「旧法」という。)(第百六十八条の規定がなおその効力を有する間、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第四十条第二項及び第八十七条第一項中「出納執行者」とあるのは、「出納長」とする。

3 平成十八年改正法附則第三条第二項の規定により旧法第百六十八条の規定がなおその効力を有するものとされる場合における改正後の財務規則第二百一十二条第一項の規定の適用については、同項中「第二十三条第一項」とあるのは、「財務規則の一部を改正する規則(平成十九年宮城県規則第七十五号)(附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による改正前の財務規則(以下この項において「改正前の旧規則」という。)(第二十三条第一項」と、「第二十三条の第二項」とあるのは、「改正前の旧規則第二十三条の第二項」と、「第二十五条第二項」とあるのは「改正前の旧規則第二十五条第二項」と、「第二十六条第二項」とあるのは「改正前の旧規則第二十六条第二項」と、「第二十七条第二項」とあるのは「改正前の旧規則第二十七条第二項」と、「第二十八条第二項若しくは第四項」とあるのは「改正前の旧規則第二十八条第二項若しくは第四項」と、「会計管理者」とあるのは「出納長」とする。